

寒川町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第<u>15条の46第4項</u>の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 ～略～ (地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第<u>140条の68第1項</u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人 2 (略) ～略～	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第<u>15条の46第5項</u>の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 ～略～ (地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第<u>140条の66第1号イ(3)</u>に規定する主任介護支援専門員_____をいう。)その他これに準ずる者 1人 2 (略) ～略～ <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>